

北上市告示甲第29号

北上市障害者等日常生活用具購入費等助成事業実施要綱（平成13年北上市告示第51号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前						改正後					
別表第1（第3関係）						別表第1（第3関係）					
種別	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（単価）	種別	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（単価）
介護	[略]					介護	[略]				
・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級又は知的障害者等として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、3歳以上	じょくそう、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	[略]		・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級又は知的障害者等として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、3歳以上	じょくそう、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	[略]	

		のもの（常時介護を要する者に限る。）				
[略]						
[略]						
排せつ管理支援用具	ストーマ器具	[略]	消化器系	[略]	月額	[略]
					<u>8,600</u>	
			尿路系	[略]	月額	
					<u>11,300</u>	
[略]						
[略]						

別表第2（第3関係）

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（単価）
[略]				
特殊マット	同上	じょくそう、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	[略]	

		のもの（常時介護を要する者に限る。）	分散機能を有するもの			
[略]						
[略]						
排せつ管理支援用具	ストーマ器具	[略]	消化器系	[略]	月額	[略]
					<u>9,500</u>	
			尿路系	[略]	月額	
					<u>12,500</u>	
[略]						
[略]						

別表第2（第3関係）

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（単価）
[略]				
特殊マット	同上	じょくそう、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	[略]	
			じょくそうの防止のためのものであって、エアーマットやゲル等からなる体圧分散機能	5年

	を有するもの
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	